

幼保連携型認定こども園錦城幼稚園 重要事項説明書

1 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人錦城学園
事業者の所在地	鹿児島市星ヶ峯2丁目2番1号
事業者の連絡先	099-265-5687
代表者氏名	理事長 藤安 秀一

2 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	幼保連携型認定こども園錦城幼稚園							
所在地	鹿児島市星ヶ峯2丁目2番1号							
連絡先	（電話番号）099-265-5687 （FAX番号）099-265-5855							
施設長氏名	園長 山下 守							
開設年月日	昭和61年4月1日							
新利用定員 （予定）	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—	—	—	43人	43人	44人	130人
	2号・3号	12人	12人	14人	14人	14人	14人	80人
	合計	12人	12人	14人	57人	57人	58人	210人

施設の目的及び運営方針	○ 本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。 ○ 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。 ○ 給食は自園給食である。栄養士1人、調理師3人で調理。 アレルギー対応可。 ○ 満2歳児については一時預かり事業を実施。
-------------	---

敷 地	敷地全体	2223.18 m ²
	園庭	730.48 m ²
園 舎	構造	鉄筋コンクリート造り
	延べ	1500.25 m ²

3 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室（0才児）	1 室	0才児1クラス
保育室（1才児）	1 室	1才児1クラス
保育室（2歳児）	1 室	2才児1クラス
保育室（3歳児以上）	6 室	年少2クラス，年中2クラス，年長2クラス
保育室（一時預かり児）	1 室	一時預かり事業の対象となる幼児
遊戯室	1 室	
調理室・給食室	1 室	
保健室	1 室	
トイレ	5 室	
事務室・職員室	3 室	
会議室	2 室	

4 職員体制（令和8年4月1日 予定）

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
副園長	1 人	1 人	0 人	
事務長	1 人	1 人	0 人	
主幹兼主任保育教諭	2 人	2 人	0 人	
指導保育教諭	0 人	0 人	0 人	
保育教諭	44 人	28 人	16 人	
技術職員（バス運転手）	5 人	0 人	5 人	
管理栄養士・栄養士	2 人	1 人	1 人	
調理員	2 人	0 人	2 人	
学校医・学校歯科医・学校薬剤師	4 人	0 人	4 人	
事務職員	2 人	1 人	1 人	
補助職員（バス添乗員）	3 人	0 人	3 人	

※ 職員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員を指導監督し一体的な管理運営を行う。

(2) 副園長

副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、園全体の運営を一体的に管理進行するとともに、主幹以下、全職員を指導統括する。

(3) 事務長

事務長は、園長を補佐し、園の運営管理に必要な事務処理及び経理等を行うとともに、主幹以下、全職員を指導統括する。

(4) 主幹兼主任保育教諭

主幹兼主任は、園長を補佐し、保育教諭をまとめ、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(5) 指導保育教諭

指導保育教諭は、保育教諭に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行い、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(6) 保育教諭

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施するとともに、担任業務に従事し、学級経営等を行う。

(7) 技術職員（バス運転手）

技術職員は、通園バスの運転を行うとともに、園の施設・備品の修繕や補修、点検、園舎や園庭の環境整備、園児の通園に係る業務を行う。

(8) 管理栄養士・栄養士

管理栄養士・栄養士は、献立を立てるとともに、栄養状態の管理を行い、園児の食育に係る計画を立て推進する。

(9) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(10) 学校医

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 学校歯科医

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(12) 学校薬剤師

学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(13) 事務職員

事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(14) 補助員

補助員は、園の諸業務や園児の通園に係る業務の補助を行う。

5 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	教育標準時間	8時30分～14時00分
預かり保育	保育時間	朝： 7時00分～ 8時30分 夕： 14時00分～18時00分 土曜： 8時30分～18時00分
休業日	土曜日・日曜日・祝日 年度末（3月31日）	
※ 夏季・冬季・春季の休業期間は、土日の関係により変更となる場合があります。	年末・年始（12月29日～1月 3日）	
	夏 季（ 7月20日～8月31日）	
	冬 季（12月22日～1月 9日）	
	春 季（ 3月20日～4月 7日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	8時30分～16時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 夕：18時00分～19時00分
	保育短時間	朝： 夕：16時30分～19時00分
開所時間	月～金曜日	7時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～19時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	年度末（3月31日）	

6 利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（月額保育料）		
上乗せ徴収	入園料（施設整備充実費）	50000円 ※3歳児入園は無料	入園時のみ 4歳以上徴収
	施設設備費	500円	毎月徴収
実費徴収	給食費	1号認定 2900円 2号認定 5000円 （3歳児以上）	毎月徴収
	教材費	500円	毎月徴収
	衣服・用品等費	30000円程度	入園時徴収
	延長保育料	100円	1時間
	通園送迎費用	月額 1200円	学期毎徴収
その他	入園手数料	2000円	入園時徴収
留意事項	○ 満3歳児については、2号認定になっても保育料の無償化の対象にはなりません。鹿児島市が市町村民税所得割を基に指定した保育料を幼稚園に納入することになります。		

※ 金額は販売価格等により変動することがある。

7 支払方法

銀行引落とし等

8 提供する特定教育・保育の内容

- 子ども・子育て支援法，その他関係法令等を遵守し，幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき，「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域に係る内容等について利用子どもの心身の状況等に応じて特定教育・保育を提供します。

9 主な年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	始業式，入園式，園外保育（公園）
5 月	日曜参観，一日遠足
6 月	内科検診，歯科検診，園外保育（散歩，社会見学），プール開き，人形観劇
7 月	七夕会，工場見学（年中），保育参観
8 月	プール遊び
9 月	どんぐり拾い，綱引き
10 月	幼児部運動会，いもほり遠足，みかん狩り，保育参観
11 月	やきいもパーティー，園外保育（秋さがし），小学校との交流，保育部運動会
12 月	幼児部発表会，もちつき大会，保育部生活発表会
1 月	たこ揚げ大会，新入園児一日入園
2 月	節分豆まき，おみせやさんごっこ，なわとび大会，マラソン大会，お別れ遠足
3 月	ひなまつり，青空給食，卒園式

10 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定】 ・ 本園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。 (1) 利用定員に空きがない場合 (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合 (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合 ・ 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。 (1) 未就園児教室に登録している者は、優先して入園させる。 (2) その他の者は申し込み順（面接等）により選考し、入園させる。 ・ 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。 ・ 転園、退園又は休園しようとする1号子どもは、保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。 【2号認定・3号認定】 ・ 幼稚園への希望を受けて市が行う利用調整による（1月末）
--------	--

利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 1号認定・2号認定・3号認定に該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	○ 登園は9時20分までをお願いします。 ○ 当日に欠席、又は登園遅延を連絡する場合は、バス利用者は7時15分までに、その他は9時までをお願いします。 ○ 法定伝染病に罹患した場合、医師の指示等を遵守してください。

1.1 学校医・嘱託医

医療機関の名称	にのみや小児科
医院長名	二宮 誠
所在地	鹿児島市中山1丁目13番21号
電話番号	099-266-6622
医療機関の名称	上原クリニック
医院長名	上原 孝一郎
所在地	鹿児島市山田町221-1
電話番号	099-275-0010

1.2 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	丸谷歯科医院
医院長名	丸谷 和弘
所在地	鹿児島市山田町2936-5
電話番号	099-284-7177

1.3 緊急時における対応方法

- 特定教育・保育を提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 園児の安全の確保を図るため、鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例第21条及び認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画等を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。
- 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び条例の規定に従って市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

【管轄する消防署】

消防署名	鹿児島市南消防署 谷山北分遣隊
所在地	鹿児島市山田 5 9 2 - 1
電話番号	0 9 9 - 2 6 4 - 0 1 1 9

【管轄する警察署】

警察署名	鹿児島南警察署星ヶ峯交番
所在地	鹿児島市星ヶ峯 4 丁目 3 番 3 号
電話番号	0 9 9 - 2 6 5 - 0 3 1 0

1 4 非常災害対策

防火管理者	園長 山下 守
消防計画届出年月日	平成 2 2 年度
避難訓練	毎月 1 回（火災，地震）
防災設備	消火器設置
避難場所	星ヶ峯中央公園第 1 広場
緊急時の連絡手段	電話又はメール

1 5 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	徳永智恵美
相談・苦情解決責任者	山下 守、佐々木 好彦
第三者委員	内菌 良喜、栗栖 富貴子

【要望・苦情等への対応方法】

○ 担任，相談・苦情受付担当者がよく聞き取り，内容に応じて園全体として取り組む。
--

1 6 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	加入園賠償責任保険 対人 1 名 1 億円， 1 事故 4 億円 対物 1 千万
保険の内容	園が賠償責任を負った場合の保険

1 7 個人情報の取り扱い

○ 子どもたちの教育・保育に関連すること以外には取り扱わない。
○ 就業規則に則り個人情報を適切に管理しその保護に努める。